指定可燃物の運用基準

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

施行　令和８年３月２日

改正　令和８年10月23日

第１　指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第８の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう（表１参照）

表１　条例別表第８の品名欄に掲げる具体的な物品例

可燃性固体類等	綿花類等	品名			数量	具体的な物品例
	○	綿花類			200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず			400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず			1,000 kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌、古ダンボール
	○	糸類			1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類			1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料			1,000 kg	PKS（パーム椰子殻等）、バーク（堆肥等）、木質チップ
				廃棄物固形化燃料等		RDF、RPF、木質ペレット
○		可燃性固体類			3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭･木炭類			10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類			2 m^3	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず			10 m^3	家具類、建築廃材
	○	合成樹脂類	発泡させたもの		20 m^3	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○		その他のもの		3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

第２　品名区分

１　綿花類

⑴　トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて１本１本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

⑵　綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

⑶　羽毛は綿花類に該当する。

⑷　不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄〆された羊毛は、綿花類には該当しない。

⑸　不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

ア　不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

イ　難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

2　木毛及びかんなくず

⑴　木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般的に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

⑵　かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

3　ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

4　糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

5　わら類

⑴　わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

⑵　乾燥藺とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ござ等がこれに含まれる。

⑶　こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しない。

6　再生資源燃料

⑴　資源の有効な利用促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

⑵　合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。

7　廃棄物固形化燃料等

再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものをいい、原料を成形、加工等したものをいい、RDF、RPF、

木質ペレット（添加物の有無に関係なし）等が該当する。代表的なものとして、次のものがある。

⑴　RDF（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

⑵　RPF（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

⑶　汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

8　可燃性固体類

可燃性固体類には、oークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステァリン酸メチル等が該当する。

9　石灰、木灰類

⑴　石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

⑵　れん炭は、粉状の石炭、木炭を合成して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

⑶　天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

10　可燃性液体類

可燃性液体類には、第２石油類、第３石油類、第４石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

11　木材加工品及び木くず

⑴　製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組み立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

⑵　原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品にがいとうしないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱柱、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

⑶　水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。

⑷　廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。

⑸　防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

12　合成樹脂類

⑴　合成樹脂とは石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成形後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタール酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

⑵　合成樹脂類のうち、発砲させたものとは、概ね発砲率６以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発砲ビーズは可燃性固体類に該当する。

⑶　合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって、合成樹脂が容積又は重量において 50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

⑷　不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

ア　天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を生成したものであり、ラテックスを凝固して個体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加えて手袋や接着剤等に使用されている。

イ　合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

ウ　再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

⑸　不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

⑹　ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において 50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

⑺　フォームラバー（ラテックス（水状濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

⑻　ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

13　品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

⑴　品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファー等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。

⑵　品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。

⑶　建築廃材等で複数の物品の成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表８の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

第３　指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

１　貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第８の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取扱う場合等

⑴　「貯蔵」とは、保管を目的とした屋外、倉庫内等に集積すること。

⑵　「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

２　貯蔵及び取扱いに該当しない場合

⑴　一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファー、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

⑵　倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

⑶　百貨店等において陳列、展示しているもの

⑷　美術品、芸術品等として展示しているもの

⑸　施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

⑹　ビールケース、段ボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（図１から図３参照）



第１－１図　ビールケース（合成樹脂類）の場合

図１

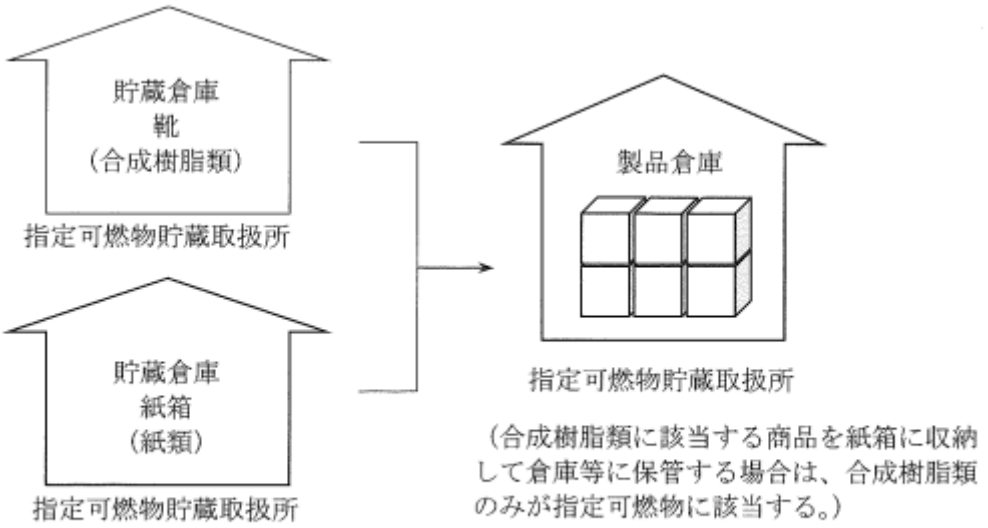


図２　靴（合成樹脂類）をダンボール（紙類）に収納した場合



図３　パレット等（合成樹脂類）の場合

第４　指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場合の同一場所の扱い

１　可燃性固体類等の同一場所の扱い

可燃性固体類等の同一場所の扱いは、少量危険物等の運用基準第１「総則」に準ずる。

２　綿花類等の同一場所の扱い

⑴　屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りではない。

⑵　屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取扱う室の壁、柱、床及び天井（天井が無い場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画において煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。